情報通信行政·郵政行政審議会 総会(第6回)議事録

第1 開催日時及び場所

平成27年5月19日(火) 13時00分~13時25分 於、第一特別会議室

第2 出席した委員(敬称略)

大谷 和子、川濵 昇、酒井 善則、篠崎 悦子、清野 幾久子、関口 博正、 多賀谷 一照、辻 正次、永峰 好美、樋口 清秀、三友 仁志、山下 東子 (以上12名)

第3 出席した関係職員

長谷川 岳 (総務大臣政務官)、桜井 俊 (総務審議官)、福岡 徹 (大臣官房長)、鈴木 茂樹 (情報通信国際戦略局長)、安藤 友裕 (情報流通行政局長)、吉良 裕臣 (総合通信基盤局長)、南 俊行 (政策統括官 (情報通信担当))、今林 顯一 (官房総括審議官)、武井 俊幸 (官房総括審議官)、武田 博之 (郵政行政部長)、吉田 眞人 (電気通信事業部長)、池永 敏康 (官房審議官)、岡崎 毅 (情報流通振興課長)

(事務局)

椿 泰文(情報流通行政局総務課長)

第4 議題

- (1) 会長の選任及び会長代理の指名について
- (2) 部会に所属する委員の指名について
- (3) 分科会・部会の活動報告について
- (4) 独立行政法人通則法改正に伴う関係告示の改正に係る報告について

○椿総務課長(事務局) それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会総会 を開催します。

私は、事務局を担当しております情報流通行政局総務課長の椿です。本日は、会長が 選任されるまでの間、議事の進行を務めさせていただきます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりますが、会議に先立ちまして、長谷川政務官からご挨拶を申し上げます。

政務官、お願いいたします。

○長谷川政務官 お疲れさまでございます。情報通信行政・郵政行政審議会総会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

皆様には、日ごろより情報通信や郵政分野をはじめとする総務行政に格段のご理解を 賜り、厚く御礼を申し上げます。

安倍内閣によるこの2年間のアベノミクスは確実に成果を上げており、経済の好循環が生まれ始めております。次は、地方経済の好循環を確立するローカル・アベノミクスを実現し、日本経済を揺るぎない成長軌道に乗せていかなければなりません。

情報通信技術は、すべての経済・社会活動の基盤であるとともに、経済成長を牽引するエンジンとして、日本経済の好循環のために果たすべき役割は極めて大きいものと認識をしており、総務省としましても、世界最先端の社会全体のICT化の推進に取り組んでいるところです。

当審議会に関連する電気通信事業については、経済活性化や国民生活の向上を目指し、 事業者間接続料金の認可など公正な競争環境を整備することにより、世界最高水準の利 用環境の実現によるイノベーションの創出、及び地方創生を推進してまいりたいと思い ます。

また、郵政事業につきましては、ユニバーサルサービスを引き続き確保するとともに、 特定信書便役務の範囲の拡大等を行う郵便法及び信書便事業法改正により、郵便・信書 便市場の活性化に向け貢献してまいりたいと思います。

情報通信行政・郵政行政審議会は、これらの分野の法の施行に関する事項をご審議いただく大変重要な場であり、総務省の施策の根幹を支えていただく審議会であります。

委員の皆様におかれましても、情報通信・郵政行政分野のさらなる発展、ひいては、 豊かな国民生活につながるよう、今後とも幅広い見地からの充実したご審議をお願いし たいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○椿総務課長(事務局) ありがとうございました。ここで、長谷川政務官は公務のため、退席させていただきます。

今回の会合は、委員の任期満了及び任命に伴いまして開催するものです。

4月17日に委員の皆様の任期が満了し、4月18日に再任、新任の任命が行われました。その際、佐々木委員、東海委員、南雲委員、宮本委員が任期満了により退任され、 今般新たに、大谷委員、三友委員、山下委員が任命されました。

今回は、新たな任期における初めての会合ですので、委員の皆様方から一言自己紹介 をお願いしたいと思います。 それでは、席順に、大谷委員から時計回りでお願いいたします。

- ○大谷委員 大谷でございます。この審議会に参加させていただくのは4年ぶりとなります。微力ですが、精いっぱい努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。
- ○椿総務課長(事務局) 川濵委員、お願いします。
- ○川濵委員 川濵でございます。どうぞよろしくお願いします。
- ○椿総務課長(事務局) 酒井委員。
- ○酒井委員 酒井でございます。よろしくお願いいたします。
- ○椿総務課長(事務局) 篠崎委員。
- ○篠崎委員 篠崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私はホームエコノミストという肩書がついてございますけれども、先生方と違って組織をしょっておりませんで、1人でフリーランスで仕事をしております。孤軍奮闘しているわけなんですけれども、消費者と企業のパイプ役、あるいは、生活者と行政のパイプ役ということで、この肩書で努めさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○椿総務課長(事務局) 清野委員。
- ○清野委員 明治大学法科大学院の清野幾久子と申します。一生懸命学ばせていただきながら努めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○椿総務課長(事務局) 関口委員。
- ○関口委員 関口でございます。よろしくお願いいたします。
- ○椿総務課長(事務局) 多賀谷委員。
- ○多賀谷委員 獨協大学の多賀谷と申します。よろしくお願いします。
- ○椿総務課長(事務局) 辻委員。
- ○辻委員 兵庫県立大学の辻でございます。専門は、情報の経済学です。よろしくお願いいたします。
- ○椿総務課長(事務局) 永峰委員。
- ○永峰委員 永峰でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○椿総務課長(事務局) 樋口委員。
- ○樋口委員 こんにちは。早稲田大学国際学術院の教授をしております樋口でございま す。よろしくお願いします。
- ○椿総務課長(事務局) 三友委員。
- ○三友委員 早稲田大学アジア太平洋研究科の三友でございます。よろしくお願いいた します。
- ○椿総務課長(事務局) 山下委員。
- ○山下委員 大東文化大学の山下と申します。よろしくお願いいたします。
- ○椿総務課長(事務局) ありがとうございました。それでは、議事次第に従いまして、 議事を進めてまいります。

本日は、委員16名中12名が出席されておりますので、定足数を満たしております。まず、資料6-1の当審議会の委員名簿と、そのうち郵政行政分科会に所属することになっている委員の名簿、資料6-1-1を席上に配付しておりますので、ご確認ください。

次に、会長の選任をお願いしたいと思います。情報通信行政・郵政行政審議会令第 4条第1項の規定は、会長は委員の互選により選任する旨を定めておりますが、どなた かご推薦はございますでしょうか。

○樋口委員 推薦させてください。多賀谷委員を推薦します。多賀谷委員は、これまでも当審議会の会長をなさっております。また、当審議会の郵政行政分科会及び電気通信 事業部会のどちらの学識についても十分兼ね備われておりますので、多賀谷委員を推薦 させていただきたいと思います。

以上です。

○椿総務課長(事務局) ありがとうございます。

ただいま樋口委員から、多賀谷委員を会長にとの推薦がございましたが、いかがでご ざいましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○椿総務課長(事務局) ありがとうございます。

それでは、多賀谷委員を会長に選任することとし、この後の議事の進行は多賀谷会長にお願いしたいと思います。

それでは、多賀谷会長、会長席にお移り願います。

(多賀谷会長、会長席へ移動)

○多賀谷会長 それでは、ただいま皆様から会長に選任していただいたので、一言ご挨拶いたします。

樋口さんからご推薦があったように、私はこの分野、かなり長く係らせていただいておりまして、最初に、郵政の基本問題を考える研究会に出席したのが、多分留学から帰ってきたときですから、25,6年前。情報通信は、電通審の専門委員となったのが、多分20年ぐらい前です。それ以来、郵便も電気通信もさまざまな変遷を経て今日に至っていますが、それを目の当たりにしております。

そういう意味で、いろいろ変わっているわけですけれども、ICT、情報通信の分野は、今日になって、全ての社会経済活動の基盤となっておりますし、これからの日本経済のあり方、あるいは、地方再生という点でも新たな役割を果たしていく。特に今、IOT時代、インターネット・オブ・シングスの時代になって、多分、インフラとしての情報通信のあり方が大きな転換点を迎えているだろうと思います。

また、郵便についても、今日、日本郵政グループが、郵便のインフラサービスの担い 手をしておりますし、それと加えて、特定信書便役務という形で、郵便信書便市場の活 性化というものが期待されているところであります。

この審議会は、情報通信行政・郵政行政審議会と名称が長いですけれども、こういう 分野において、法の施行に関する事項を審議する場であり、政策提言を行う情報通信審 議会と両輪をなすところであります。政策提言を行う審議会に比べてやや地味なところ ですけれども、しかし、接続の問題とか、あるいは、信書便等、仕組みの根幹のところ を支えている審議会というふうに位置づけていただければと思います。

その意味において、情報通信行政・郵政行政が国民生活に豊かなものとなるよう、審議会としても、大臣からの諮問に対して、迅速かつ的確に審議、答申を行うように努めてまいりたいと思いますので、皆様の格別のご協力をお願いいたします。

挨拶は以上でございます。

それでは、議事を進めさせていただきます。

まず、私が会長として審議会を主宰できない場合の代行をお願いする会長代理を決めておきたいと思います。

会長代理は、情報通信行政・郵政行政審議会令第4条第3項の規定により、会長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきます。

会長代理は、私は法律ですけれども、経済のご専門でいらっしゃる辻正次委員、兵庫 県立大学大学院応用情報科学研究科教授にお願いしたいと思います。よろしいでしょう か。

(「異議なし」の声あり)

○多賀谷会長 それでは、辻先生、会長代理席のほうにお移りください。

(辻会長代理、会長代理席へ移動)

- ○多賀谷会長 それでは、一言ご挨拶をいただければと思います。
- ○辻会長代理 それでは、ただいま多賀谷会長からご指名を受けました辻でございます。 今般、長谷川政務官、あるいは、多賀谷会長のご挨拶にありましたように、電気通信、 あるいは、郵政の役割というのは、今後ますます重要になってくると感じております。 したがいまして、ここの審議会におきまして、皆様方の英知を集めて、効率的な議論を して、成果を出して、国民の負託に応えていく必要があるかと存じます。

多賀谷会長を補佐して、そして、皆さん方のご協力を得まして、ここでの審議を活発 に、かつ迅速に行いまして、議論を豊かにするように尽力させていただきますので、委 員各位のご協力のほどよろしくお願いいたします。

○多賀谷会長 ありがとうございました。

次に、部会に所属する委員の指名を行いたいと思います。郵便に関する分科会の委員は、既に大臣からの指名がなされていますので、私から電気通信事業部会に所属いただく委員を指名いたします。なお、委員の所属部会については、委員就任の内諾をいただく際、事務局のほうからあわせてご相談させていただいていると聞いております。

それでは、今、部会の所属案というものを配付していただいておりますので、それを ご覧ください。

(部会所属一覧を配付)

○多賀谷会長 私としては、このような形でお願いしたいと思いますけど、よろしいで しょうか。

(「異議なし」の声あり)

○多賀谷会長 それでは、このようにご指名いたしますので、皆様には今後の部会の運営をよろしくお願いいたします。

次に、分科会・部会の活動報告に移りますけれども、郵政行政分科会及び電気通信事業部会より、ご説明をお願いいたします。

まず郵政行政分科会につきましては、前期の分科会の分科会長であった樋口委員からご報告をお願いいたします。どうぞ。

○樋口委員 郵政行政分科会の活動報告をさせていただきます。

郵政行政分科会の審議状況は、平成25年5月の総会にご報告しておりますので、そ

れ以降につきまして、資料6-2に沿って報告をさせていただきます。

開催状況は、1ページにございますとおり、平成27年4月まで12回開催しております。答申の一覧は、別添1として、2ページから4ページにございます。

時間の関係もございますので、主な案件としまして4点挙げさせていただきます。

まず(ア)郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等では、平成26年4月の消費税率引き上げに伴い、25グラム以下の定形郵便物の郵便料金の上限を80円から82円に改定すること等に係る答申を平成25年11月に行ったほか、郵便業務管理規程、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金変更の認可に係る答申を平成25年12月に行いました。

次に、(イ)郵便約款の変更の認可では、差出人が指定する時間帯に配達する郵便 サービス(配達時間帯指定郵便)の開始に係る答申を平成25年6月に、エクスパック サービスの廃止に伴うエクスパック専用封筒の払い戻しの取り扱いの開始の認可等に係 る答申を平成26年2月に行いました。

次に、(ウ)特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可では、前回の報告以降、59者から参入の許可申請があり、許可に係る答申等を行いました。その結果、現在、参入事業者は436者となっております。特定信書便事業への参入事業者は年々増加を続けており、国民の信書送達手段の利便向上に寄与しております。

最後に、(エ) 寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可では、寄附金付お年玉付郵便葉書等により寄せられた寄附金についての配分の認可に係る答申を平成26年3月及び平成27年3月に行いました。

平成26年用及び27年用の葉書等に寄せられた寄附金約11億6,593万円を、 日本郵便株式会社が、社会福祉の増進を目的とする事業等を行う延べ581団体に対し て配分したものです。

報告は以上でございます。

○多賀谷会長 ありがとうございました。

続きまして、電気通信事業部会については、前期の東海部会長がご退任されましたので、再任されました前期の同部会の会長代理であった酒井委員からご報告をお願いします。

○酒井委員 それでは、ご報告いたします。

電気通信事業部会の審議状況につきましても、やはり平成25年5月の総会でご報告しておりますので、それ以降について、資料6-2に基づいて報告させていただきます。開催状況は、1ページ目にありますように、平成27年4月までに17回開催しております。答申の一覧は、別添2としまして、5ページから7ページにございます。

時間の関係もありますので、ここでは、主な案件として3点挙げさせていただきます。 最初に、5ページの上から3つ目のコラムの下のほうにあります電気通信番号規則の 一部改正についてですが、これは、携帯電話とPHSの間で同じ番号を持って移動でき る、いわゆる番号ポータビリティ、これを導入するために、関係規定の改正に係る答申 を平成25年11月に行いました。

続きまして、6ページの一番上の項目、いっぱいありますけれども、ここは、東日本

電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続 約款の変更の認可についてという項目でございます。第一種指定電気通信設備との接続 に関する接続料の改定につきましては、いろいろな種類がありますが、ここでは、実際 費用方式に基づくもの、加入光ファイバに係るもの、次世代ネットワークに係るもの、 それから、長期増分費用方式に基づくもの、それぞれにつきまして、NTT東西からの 接続約款の変更認可申請等に係る多くの答申を行いました。

続きまして、その下にあります電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可、ちょっと長ったらしいんですが、いわゆるユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額、徴収方法の認可でございますけれども、これにつきましては、国民生活に不可欠な通信サービスを確保するためのユニバーサルサービス制度に基づくNTT東西に対する交付金の額及び交付方法の認可、それから、各接続事業者等の負担金の額及び徴収方法の認可に係る答申を行いました。

報告は以上でございます。

○多賀谷会長 ありがとうございました。

ただいまの郵政行政分科会及び電気通信事業部会のご報告につきまして、ご意見、ご 質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは次に、報告事項に移ります。

独立行政法人通則法改正に伴う関係告示の改正に係る報告について、総務省から説明をお願いしますけれども、まず私から補足します。

当審議会の総会における審議事項については総務省組織令第125条に規定されておりまして、電気通信や郵政のほかに、「特定通信・放送開発事業実施円滑化法」及び「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」も含まれており、今回、これらに係る告示の改正が行われました。

なお、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第8条においては、議題の内容から合理的に判断して、総会を招集して審議する必要がないと会長が認める場合には、文書その他の方法により総会の議事を行うことができる。この場合、会長はその議事について次に招集する総会に報告しなければならない、とされております。

本年3月に、先ほどご紹介しました今回の告示の改正に関する説明を総務省から私は受けましたけれども、関係法律の施行に伴う技術的な改正であったこと、また、4月1日の施行に間に合わせる必要があったことから、本告示改正については、同規則第8条の規定にのっとり、当時の会長として、総会を招集して審議するまでの必要がないと判断して、本日、事後報告をさせていただくものであります。

それでは、総務省から説明をよろしくお願いいたします。

○岡崎情報流通振興課長 ありがとうございます。総務省情報流通振興課長の岡崎でございます。

今、会長からご紹介がありましたように、ご説明させていただく件は、独立行政法人 通則法改正に伴う関係告示の改正に係る報告でございます。

お手元の資料の6-3をご覧いただけますでしょうか。今般、独立行政法人通則法の

一部が改正されまして、今まで独立行政法人には、公務員型と非公務員型という2種類の型がございまして、情報通信研究機構は非公務員型に分類されておりました。ところが、今般、さらに、それとはまた別に、国立研究開発法人という新しい類型を設けることになりました。それに伴って、多少名前も変わりまして、これまでの非公務員型が、中期目標管理法人、それから、国立研究開発法人。そして、これまでの公務員型が、行政執行法人という形になりました。情報通信研究機構は、もちろん国立研究開発法人になってございます。したがって、この機構の名称が変わっております。それに伴って、告示の中で、この機構の名称を記載している部分について変更しております。

具体的に申し上げますと、2.の改正の内容でございますけれども、それぞれ告示の中に、1カ所ずつですけれども、独立行政法人情報通信研究機構と機構名を明示してある部分がございまして、そこを国立研究開発法人と、法律上の名称の変更に伴って、単純に事務的に変更させていただくというものでございます。

また、一部でございますけれども、その次の後ろのページに、具体的にどのあたりにあるかということについて、新旧対照をつけさせていただいております。お時間のあるときに見ていただければと思います。

この改正は、まさに会長からもご紹介がありましたように、去る4月1日の施行になっておりまして、今現在、この形で運用されております。

説明は以上でございます。

○多賀谷会長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

略称はNICTのままということで……。

- ○岡崎情報流通振興課長 略称はNICTのままです。上のほうのところだけ変わっております。
- ○多賀谷会長 わかりました。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の議題は終了しました。

委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から、今後の日程について何かございますでしょうか。

○椿総務課長(事務局) この後、この会議室におきまして、引き続き電気通信事業部会が開催されます。電気通信事業部会にご所属の委員の皆様におかれましては、引き続きご出席をお願いいたします。

なお、郵政行政分科会の日程につきましては、次回は7月7日の火曜日の午後を予定 しております。別途、事務局から正式にご連絡いたしますので、よろしくお願い申し上 げます。

○多賀谷会長 それでは、以上で第6回総会を終了いたします。

以上で閉会とします。ありがとうございました。

閉会